行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律施行令の一部を改正する政令案について(概要)

令 和 6 年 3 月デジタル庁デジタル社会共通機能グループ総 務 省 自 治 行 政 局

1. 概要

本政令案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の 簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改 正する法律(令和元年法律第 16 号。以下「デジタル手続法等の一部改正法」という。)及び行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和 5 年法 律第 48 号。以下「番号利用法等の一部改正法」という。)の一部の施行等に伴い、必要となる政令上の 規定を整備するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行 令(平成 26 年政令第 155 号)の一部を改正するものである。

2. 改正内容

- (1) デジタル手続法等の一部改正法関係
 - ① 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の改正により、国外転出者に係る情報連携の基盤が整うこととなったことから、国外転出者に係る情報提供用個人識別符号の取得、機構保存本人確認情報等の提供を求めることができる個人番号利用事務実施者等の範囲等、国外転出者に係る情報連携に係る所要の規定の改正を行う。
 - ② 国外転出者に係る個人番号カードの交付等について、次に掲げる事項等の改正を行う。
 - (ア) 国外転出者に係るカードの交付主体や返納先等が戸籍の附票を備える市町村の長(以下「附票管理市町村長」という。)であると定められたことに伴い、国外転出者におけるカードの申請、交付及び返納に係る所要の規定の改正を行う。
 - (イ) 法第17条第6項の措置が講じられた場合は、国外に転出した場合もカードは失効しない こととする等、カードの失効事由に係る所要の規定の改正を行う。
- (2) 番号利用法等の一部改正法関係
 - ① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項に規定された準法定事務に係る政令で定める基準について、事務の目的が法別表の各項の下欄に掲げる事務と同一であることと定める。
 - ② 国外転出者に対し、領事官又は附票管理市町村長以外の市町村長がカードを引き渡すことが可能になることから、当該引渡しの場合には、当該国外転出者を出頭させ、本人確認の措置及びカードの引渡しを行うこと等を定める。
- (3) その他所要の規定の整備

3. 施行期日

令和6年5月下旬(予定)

※ ①デジタル手続法等の一部改正法附則第1条第10号の規定の施行の日(公布の日(令和元年5月31日)から5年以内)②番号利用法等の一部改正法の附則第1条本文の施行の日(公布の日(令和5年6月9日)から1年3月以内)と同日を予定。